

入札案内書

第2回 立木資格付一般競争入札

【入札日時】令和2年 6月19日(金)
13時15分～13時30分
即時開札

【入札場所】三八上北森林管理署 入札場

【入札口数】第8～14号 7口

【物件所在地】十和田市
生内国有林9る1林小班 外

【現地案内】令和2年 6月15日(月)

午前9時30分までに

【道の駅奥入瀬 奥入瀬ろまんパーク 駐車場】
に集合して下さい。(小雨決行)

三八上北森林管理署

〒 034-0082

住所 青森県十和田市西二番町1番27号

TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和2年度 立木公売物件現地案内

売扱番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第8~12号	令和2年6月15日(月)	午前9時30分	道の駅奥入瀬 奥入瀬ろまんパーク 駐車場	森林官(奥瀬担当区) 及び 業務グループ(経営担当) ほか
第13・14号	本物件については、現地案内を致しません。要望がある方については個別に対応致します。			

立木公売の公告

(第2回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

- (1) 入札受付 令和2年6月19日（金）13時15分～13時30分
(2) 開札 即時開札

2. 入札及び開札の場所 三八上北森林管理署 入札場

3. 現地案内

- (1) 日時 令和2年6月12日（金）午前9時30分（小雨決行）
(2) 集合場所 道の駅奥入瀬 奥入瀬ろまんパーク 駐車場

4. 売払物件

- (1) 売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
(3) 引渡し期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格決定通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により入札前日（令和2年6月18日）の16時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり

郵便番号 034-0082
住所 青森県十和田市西二番町1番27号
宛名 三八上北森林管理署長
第2回立木公売入札書在中（朱書きで記載）

- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和2年6月26日までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。
- (2) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより 0.69%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町 1 番 27 号

三八上北森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和 2 年 6 月 3 日

分任契約担当官

三八上北森林管理署長 仙北谷 彰

別 紙

1 延納を認める対象と期限

延 納 を 認 め る 対 象	延 納 期 限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となるとき。	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となるとき。	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払うとき。	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売扱規程（以下「売扱規程」という）を遵守して入札して下さい。

5. 入札の方法

- (1) 入札は売扱番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売扱番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しません。また、どのような理由によつても落札を無効にすることはできません。

7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された 100 分の 110 に相当する金額)の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売扱番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかつたとき。
- (9) 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札、又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (10) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立

します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当つて森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなつても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

特約条項

1. 乙は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
5. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第29条 第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から15日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、乙がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、甲は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、乙は、延期承認前に延期料として1日につき売払代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1箇年を超えることはできない。
10. この物件は、会計法第29条の3第1項を適用して売払いしたものであるから、立木の

まま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。
12. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。
なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。
13. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。
なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、甲と協議すること。
14. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。
15. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。
16. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。
17. 乙は、別紙図面に図示した経路により搬出するものとする。なお、乙は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。
18. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。
19. 労働安全の確保に関する事項
林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。
また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

令和 2 年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和 2 年 6 月 19 日 (金)

施行場所 三八上北森林管理署

売 払 番 号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住 所 氏 名	住 所 氏 名	
												2 番 札 (金額)	1 番 札 (金額)	落 否
8	十和田市 生内国有林 9る1	スギ・他広	65	皆伐	2.36	1,912	1,994.96	1.04	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 仙ノ沢国有林 31と2	スギ・他広	65	皆伐	3.02	2,817	2,913.51	1.03	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 高崎国有林 32は1	スギ・他広	65	皆伐	3.17	3,026	3,187.37	1.05	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
9	十和田市 生内国有林 9る2	スギ・他広	64	皆伐	1.50	962	1,040.27	1.08	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 仙ノ沢国有林 31り	スギ・他広	64	皆伐	1.89	1,392	1,450.13	1.04	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 生内国有林 9る3	スギ・他広	57	皆伐	11.26	11,439	9,150.52	0.80	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
10	十和田市 生内国有林 9わ	スギ・他広	57	皆伐	1.34	1,403	1,078.79	0.77	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 生内国有林 18ぬ	スギ・カラ ・他広	60	皆伐	9.35	10,357	6,588.64	0.64	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
	十和田市 高崎国有林 32ろ2	スギ・他広	57	皆伐	1.92	1,732	1,093.62	0.63	分収造林 水源涵養保安林	36ヶ月				
13	十和田市 高崎国有林 32は2	スギ・他広	47	皆伐	9.19	15,240	4,327.71	0.28	分収造林 水源涵養保安林 H30.R1公壳物件	36ヶ月				
	十和田市 高崎国有林 32は3	スギ・他広	46	皆伐	5.44	12,747	2,339.99	0.18	分収造林 水源涵養保安林 H30.R1公壳物件	36ヶ月				
計					50.44	63,027	35,165.51							

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	8 (合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級															
物件所在地	生内国有林	<p>1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。</p> <p>2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。</p> <p>3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。</p> <p>4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。</p> <p>5. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。</p> <p>6. 本売払い物件は、区域内に貸付地（水貸）があるので、工作物等を損傷しないよう十分に注意すること。</p>	樹 種	種 類	一般材 低質材 別 以下	径 級 别 本 数						計		平均				
	9る1林小班外					10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木					スギ	生立木	一般材		767	1,853	2,230	1,242	340	64	6,496	7,887.99	
伐採方法	皆伐					カラマツ	生立木	一般材				1			1	1.40		
面積 (ha)	8.55					アカマツ	生立木	一般材			9	28	11	1	49	61.55		
林齢 (年)	65					スギ	生立木	低質材	151	1					152	4.91		
搬出期間 (ヶ月)	36					アカマツNA	生立木	低質材			2	2			4	2.83		
契約関係	分収造林					N計			151	768	1,864	2,261	1,253	341	64	6,702	7,958.68	
民収分納入方法	振り込み					ブナ	生立木	一般材				1			1	0.67		
法令制限、その他留意事項						クリ	生立木	一般材			10	4			14	8.23		
保安林	水源涵養					ミズナラ	生立木	一般材			1	3	1		5	5.38		
自然公園	—					サワグルミ	生立木	一般材			6	11	4	1	1	23	28.46	
砂防指定	—					オニグルミ	生立木	一般材			1	2			3	1.77		
車両制限	—					ウダイカンバ	生立木	一般材			1		1		2	1.65		
民地借用	—					ホオノキ	生立木	一般材			10	3	2		15	9.92		
延納	官収分のみ可					トチノキ	生立木	一般材			3	1			4	1.95		
						アサダ	生立木	一般材			8	3	1		12	8.24		
						ニレ	生立木	一般材			1				1	0.37		
						他L	生立木	一般材				2			2	1.61		
						他L	生立木	低質材	669	266	22	13	1		971	68.91		
						L計			669	266	63	43	10	1	1	1,053	137.16	
						N・L計			820	1,034	1,927	2,304	1,263	342	65	7,755	8,095.84	

公 売 物 件 明 級 書 (立 木)

物件番号	8-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	生内国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	9る1林小班					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		176	441	628	330	81	23	1,679	1,982.37	36	23
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材				4				4	4.47	34	24
面積 (ha)	2.36		スギ	生立木	低質材	52	1						53	1.69	8	7
林齢 (年)	65															
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み		N計			52	177	441	632	330	81	23	1,736	1,988.53		
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材			3	1				4	2.23	28	20
保安林	水源涵養		他L	生立木	低質材	157	14	1					172	4.20	8	7
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
			L計			157	14	4	1				176	6.43		
			N・L計			209	191	445	633	330	81	23	1,912	1,994.96		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	8-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	仙ノ沢国有林	合算明細書参照 31と2林小班	樹 種	種 類	一般材 低質材 別 以下	徑 級 別 本 数						計		平均		
	31と2林小班					10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木	合算明細書参照 31と2林小班	スギ	生立木	一般材		316	665	699	417	123	30	2, 250	2, 756. 88	34	25
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材			9	24	11	1		45	57. 08	36	24
面積 (ha)	3. 02		スギ	生立木	低質材	38							38	1. 28	8	9
林齢 (年)	65		アカマツNA	生立木	低質材			2	2				4	2. 83	28	22
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林		N計			38	316	676	725	428	124	30	2, 337	2, 818. 07		
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材					1			1	0. 67	40	13
			クリ	生立木	一般材			7	3				10	6. 00	28	21
法令制限、その他留意事項			ミズナラ	生立木	一般材			1	3	1			5	5. 38	36	22
保安林	水源涵養		サワグルミ	生立木	一般材			3	8	3	1		15	19. 87	38	25
自然公園	—		オニグルミ	生立木	一般材				2				2	1. 51	32	21
砂防指定	—		ウダイカンバ	生立木	一般材					1			1	1. 26	44	20
車両制限	—		ホオノキ	生立木	一般材			8	3	1			12	7. 87	30	20
民地借用	—		トチノキ	生立木	一般材			3	1				4	1. 95	28	17
延納	官収分のみ可		アサダ	生立木	一般材			8	3	1			12	8. 24	30	21
			ニレ	生立木	一般材			1					1	0. 37	28	14
			他L	生立木	一般材				1				1	0. 91	36	21
			他L	生立木	低質材	233	161	15	7				416	41. 41	12	11
			L計			233	161	46	32	7	1		480	95. 44		
			N・L計			271	477	722	757	435	125	30	2, 817	2, 913. 51		

公 売 物 件 明 級 書 (立 木)

物件番号	8-3	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	高崎国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	32は1林小班					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		275	747	903	495	136	11	2,567	3,148.74	34	25
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.40	38	28
面積 (ha)	3.17		スギ	生立木	低質材	61							61	1.94	8	9
林齢 (年)	65															
搬出期間 (ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み		N 計			61	275	747	904	495	136	11	2,629	3,152.08		
法令制限、その他留意事項			サワグルミ	生立木	一般材			3	3	1		1	8	8.59	38	22
保安林	水源涵養		オニグルミ	生立木	一般材			1					1	0.26	24	13
自然公園	—		ウダイカンバ	生立木	一般材			1					1	0.39	24	19
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			2		1			3	2.05	32	20
車両制限	—		他 L	生立木	一般材				1				1	0.70	34	18
民地借用	—		他 L	生立木	低質材	279	91	6	6	1			383	23.30	10	10
延納	官収分のみ可		L 計			279	91	13	10	3		1	397	35.29		
			N・L 計			340	366	760	914	498	136	12	3,026	3,187.37		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	9(合算)	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級															
物件所在地	生内国有林	<p>1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。</p> <p>2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。</p> <p>3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。</p> <p>4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。</p> <p>5. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接しているため、事業実行の際には境界標等工作物を損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。</p>	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 别 本 数						計		平均				
	9る2林小班外					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木				スギ	生立木	一般材		158	449	667	425	132	20	1,851	2,403.67		
伐採方法	皆伐				カラマツ	生立木	一般材							1		1	3.62	
面積(ha)	3.39				アカマツ	生立木	一般材			9	19	4	1	1	34	40.94		
林齢(年)	64				スギ	生立木	低質材	8							8	0.32		
搬出期間(ヶ月)	36				アカマツNA	生立木	低質材				1				1	0.88		
契約関係	分収造林				N計			8	158	458	687	429	134	21	1,895	2,449.43		
民収分納入方法	振り込み				ブナ	生立木	一般材				1				1	0.33		
法令制限、その他留意事項					クリ	生立木	一般材				3				3	1.31		
保安林	水源涵養				ミズナラ	生立木	一般材					1			1	0.70		
自然公園	—				サワグルミ	生立木	一般材			6					6	2.36		
砂防指定	—				オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.73		
車両制限	—				ホオノキ	生立木	一般材			9		1			10	6.07		
民地借用	—				トチノキ	生立木	一般材			1	1				2	1.32		
延納	官収分のみ可				アサダ	生立木	一般材			2					2	0.67		
					他L	生立木	低質材	324	87	19	1	2			433	27.48		
					L計			324	87	41	4	3			459	40.97		
					N・L計			332	245	499	691	432	134	21	2,354	2,490.40		

公 売 物 件 明 級 書 (立 木)

物件番号	9-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	生内国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	9る2林小班					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		100	267	313	154	52	17	903	1,036.63	36	23
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材				1				1	1.03	34	24
面積(ha)	1.50		スギ	生立木	低質材	8							8	0.32	10	9
林齢(年)	64															
搬出期間(ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み		N計			8	100	267	314	154	52	17	912	1,037.98		
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材				1				1	0.41	24	20
保安林	水源涵養		ホオノキ	生立木	一般材				1				1	0.27	22	16
自然公園	—		他L	生立木	低質材	41	5	2					48	1.61	8	8
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
			L計			41	5	4					50	2.29		
			N・L計			49	105	271	314	154	52	17	962	1,040.27		

公 売 物 件 明 級 書 (立 木)

物件番号	9-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	仙ノ沢国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 别 本 数						計		平均			
	31り林小班					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		58	182	354	271	80	3	948	1,367.04	38	25	
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材							1		1	3.62	56	35
面積(ha)	1.89		アカマツ	生立木	一般材			9	18	4	1	1	33	39.91	36	23	
林齢(年)	64		アカマツNA	生立木	低質材				1				1	0.88	34	21	
搬出期間(ヶ月)	36																
契約関係	分収造林		N計			58	191	373	275	82	4	983	1,411.45				
民収分納入方法	振り込み		ブナ	生立木	一般材			1					1	0.33	22	19	
			クリ	生立木	一般材			2					2	0.90	26	19	
法令制限、その他留意事項			ミズナラ	生立木	一般材				1				1	0.70	32	20	
保安林	水源涵養		サワグルミ	生立木	一般材			6					6	2.36	22	21	
自然公園	—		オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.73	32	21	
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			8		1			9	5.80	28	20	
車両制限	—		トチノキ	生立木	一般材			1	1				2	1.32	32	18	
民地借用	—		アサダ	生立木	一般材			2					2	0.67	22	18	
延納	官収分のみ可		他L	生立木	低質材	283	82	17	1	2			385	25.87	10	9	
			L計			283	82	37	4	3			409	38.68			
			N・L計			283	140	228	377	278	82	4	1,392	1,450.13			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	10(合算)	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	生内国有林	1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均		
	9る3林小班外					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木	2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チヨーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	スギ	生立木	一般材		1,210	5,332	4,561	901	51		12,055	10,167.64		
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材					1			1	1.12		
面積(ha)	12.60		アカマツ	生立木	一般材		3	9	8	2			22	15.39		
林齢(年)	57		スギ	生立木	低質材	116	5						121	3.92		
搬出期間(ヶ月)	36		アカマツNA	生立木	低質材				1				1	0.33		
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み		N計			116	1,218	5,342	4,570	903	51		12,200	10,188.40		
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材				10	4			14	6.98		
保安林	水源涵養		コナラ	生立木	一般材					1			1	0.96		
自然公園	—		オニグルミ	生立木	一般材					1			1	0.83		
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材				1				1	0.29		
車両制限	—		シナノキ	生立木	一般材					1			1	0.87		
民地借用	—		アサダ	生立木	一般材				2				2	0.58		
延納	官収分のみ可		他L	生立木	低質材	505	95	16	5	1			622	30.40		
			L計			505	95	29	12	1			642	40.91		
			N・L計			621	1,313	5,371	4,582	904	51		12,842	10,229.31		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	10-1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	生内国有林	合算明細書参照 9る3林小班	樹 種	種 類	一般材 低質材 別 以下	徑 級 別 本 数						計		平均			
	9る3林小班					10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		1,064	4,691	4,028	850	48		10,681	9,091.20	30	22	
伐採方法	皆伐		カラマツ	生立木	一般材				1					1	1.12	36	24
面積 (ha)	11.26		アカマツ	生立木	一般材		3	9	8	1			21	13.91	30	18	
林齢 (年)	57		スギ	生立木	低質材	107	5						112	3.65	8	6	
搬出期間 (ヶ月)	36		アカマツNA	生立木	低質材			1					1	0.33	24	15	
契約関係	分収造林																
民収分納入方法	振り込み		N計			107	1,072	4,701	4,037	851	48		10,816	9,110.21			
法令制限、その他留意事項			クリ	生立木	一般材			10	4				14	6.98	28	18	
保安林	水源涵養		コナラ	生立木	一般材				1				1	0.96	38	20	
自然公園	—		オニグルミ	生立木	一般材				1				1	0.83	40	16	
砂防指定	—		ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.29	22	17	
車両制限	—		シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.87	36	20	
民地借用	—		アサダ	生立木	一般材			2					2	0.58	22	17	
延納	官収分のみ可		他L	生立木	低質材	487	95	15	5	1			603	29.80	10	8	
			L計			487	95	28	12	1			623	40.31			
			N・L計			594	1,167	4,729	4,049	852	48		11,439	9,150.52			

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	10-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	生内国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	9わ林小班					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木		スギ	生立木	一般材		146	641	533	51	3		1,374	1,076.44	30	22
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材					1			1	1.48	42	24
面積(ha)	1.34		スギ	生立木	低質材	9							9	0.27	10	7
林齢(年)	57															
搬出期間(ヶ月)	36															
契約関係	分収造林															
民収分納入方法	振り込み															
			N計			9	146	641	533	52	3		1,384	1,078.19		
法令制限、その他留意事項			他L	生立木	低質材	18		1					19	0.60	8	6
保安林	水源涵養															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	官収分のみ可															
			L計			18		1					19	0.60		
			N・L計			27	146	642	533	52	3		1,403	1,078.79		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	12	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	高崎国有林	<p>1. 本物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。</p> <p>2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チヨーク等で表示している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。</p> <p>3. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。</p> <p>4. 本売払い物件及び搬出予定地等は、分収林に接しているため、事業実行の際には隣接する分収林に損害を与えてはならない。</p> <p>5. 本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2km以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～11月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。</p>	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均			
	32ろ2林小班					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m ³)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法	直径毎木	スギ	生立木	一般材		255	421	341	139	10				1,166	1,029.28	30	22
伐採方法	皆伐	スギ	生立木	低質材	68									68	1.81	8	7
面積(ha)	1.92																
林齢(年)	57																
搬出期間(ヶ月)	36																
契約関係	分収造林																
民収分納入方法	振り込み	N計			68	255	421	341	139	10				1,234	1,031.09		
		コナラ	生立木	一般材			1							1	0.34	24	17
法令制限、その他留意事項		サワグルミ	生立木	一般材			11	6	3					20	18.85	32	24
保安林	水源涵養	オニグルミ	生立木	一般材			5	3						8	4.98	30	19
自然公園	—	ウダイカンバ	生立木	一般材						1				1	0.97	42	17
砂防指定	—	ドロノキ	生立木	一般材		1								1	0.25	22	15
車両制限	—	ホオノキ	生立木	一般材		1								1	0.57	28	21
民地借用	—	トチノキ	生立木	一般材		1								1	0.36	30	12
延納	官収分のみ可	ニレ	生立木	一般材		1								1	0.43	24	21
		他L	生立木	一般材		3	2							5	3.50	30	20
		他L	生立木	低質材	286	161	8	4						459	32.28	10	11
		L計			286	161	32	15	4					498	62.53		
		N・L計			354	416	453	356	143	10				1,732	1,093.62		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	13	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級										※全樹種の本数及び材積は別紙参照				
物件所在地	高崎国有林 32は2林小班	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は、保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林にかかる場合も同様とする。 4. 本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2km以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～11月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 别 本 数						計		平均			
					10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	直径毎木法	スギ	生立木	一般材	5,201	4,689	1,046	58	3			10,997	4,041.76	22	16		
伐採方法	皆伐	スギ（外）	生立木	低質材	1,341							1,341	37.25	8	9		
面積（ha）	9.19	N計			1,341	5,201	4,689	1,046	58	3		12,338	4,079.01				
林齢（年）	47	ブナ	生立木	一般材				1				1	0.45	34	12		
搬出期間（ヶ月）	36	ミズナラ	生立木	一般材			5					5	1.47	24	15		
契約関係	分収造林	サワグルミ	生立木	一般材			38	17	5			60	39.83	30	19		
民収分納入方法	振り込み	ウダイカンバ	生立木	一般材			8	1				9	3.77	26	16		
		ドロノキ	生立木	一般材			3	2				5	2.10	28	16		
法令制限、その他留意事項		カツラ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17		
保安林	水源涵養	ホオノキ	生立木	一般材			26	1				27	11.44	26	18		
自然公園	—	サクラ	生立木	一般材			1					1	0.26	24	13		
砂防指定	—	カエデ	生立木	一般材			2					2	0.54	24	14		
車両制限	—	トチノキ	生立木	一般材			1					1	0.40	26	17		
民地借用	—	他L	生立木	一般材			32	13				45	21.66	28	17		
延納	官収分のみ可	他L（外）	生立木	低質材	1,618	1,085	34	8				2,745	166.38	10	10		
		L計			1,618	1,085	151	43	5			2,902	248.70				
		計			2,959	6,286	4,840	1,089	63	3		15,240	4,327.71				

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	14	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級 ※全樹種の本数及び材積は別紙参照												
物件所在地	高崎国有林 32は3林小班	1. 本売払い物件は、分収造林契約に基づく分収木であるため、売買代金の納付等については、官収分については国が発行する納入告知書によることとし、民収分については分収権者にそれぞれ期日までに買受人が納付するものとする。 2. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみに極印を押印し立木に白色チョーク等で表示しており、区域内立木は全て伐採するものとする。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。 3. 本売払い物件は、保安林であるため、搬出等にあっては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林にかかる場合も同様とする。 4. 本売払い物件は、クマタカの生息が確認された箇所から2km以内のエリアに該当するため、営巣期は伐採等の作業が禁じられています。 よって、伐採・搬出作業が可能な期間は、8月～11月に限定することを予めご承知おき下さい。 伐採作業等で入林する場合は、森林官等の指示に従うものとします。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 别 本 数						計		平均	
						本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)						
調査方法	直径毎木法	スギ	生立木	一般材	3, 649	2, 379	445	30	1	6, 504	2, 140. 16	20	16		
伐採方法	皆伐	スギ（外）	生立木	低質材	1, 563					1, 563	38. 11	8	8		
面積（ha）	5. 44	アカマツ	生立木	一般材			1			1	0. 46	28	16		
林齢（年）	46	N計			1, 563	3, 649	2, 380	445	30	1	8, 068	2, 178. 73			
搬出期間（ヶ月）	36	ブナ	生立木	一般材			1			1	0. 40	26	17		
契約関係	分収造林	ミズナラ	生立木	一般材			2			2	0. 57	22	16		
民収分納入方法	振り込み	サワグルミ	生立木	一般材			2		1	3	1. 93	30	21		
		ウダイカンバ	生立木	一般材			1			1	0. 40	28	15		
法令制限、その他留意事項		ドロノキ	生立木	一般材			2			2	0. 58	24	15		
保安林	水源涵養	ホオノキ	生立木	一般材		7	2			9	3. 87	24	15		
自然公園	—	サクラ	生立木	一般材			1			1	0. 24	22	14		
砂防指定	—	イタヤカエデ	生立木	一般材			1			1	0. 31	28	12		
車両制限	—	カエデ	生立木	一般材			1			1	0. 30	24	15		
民地借用	—	シナノキ	生立木	一般材			1			1	0. 36	24	18		
延納	官収分のみ可	他L	生立木	一般材			1			1	0. 30	24	15		
		他L（外）	生立木	低質材	3, 710	941	5			4, 656	152. 00	8	9		
		L計			3, 710	941	25	2	1	4, 679	161. 26				
		計			5, 273	4, 590	2, 405	447	31	1	12, 747	2, 339. 99			

三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図（施業実施計画図）

第8号 十和田市

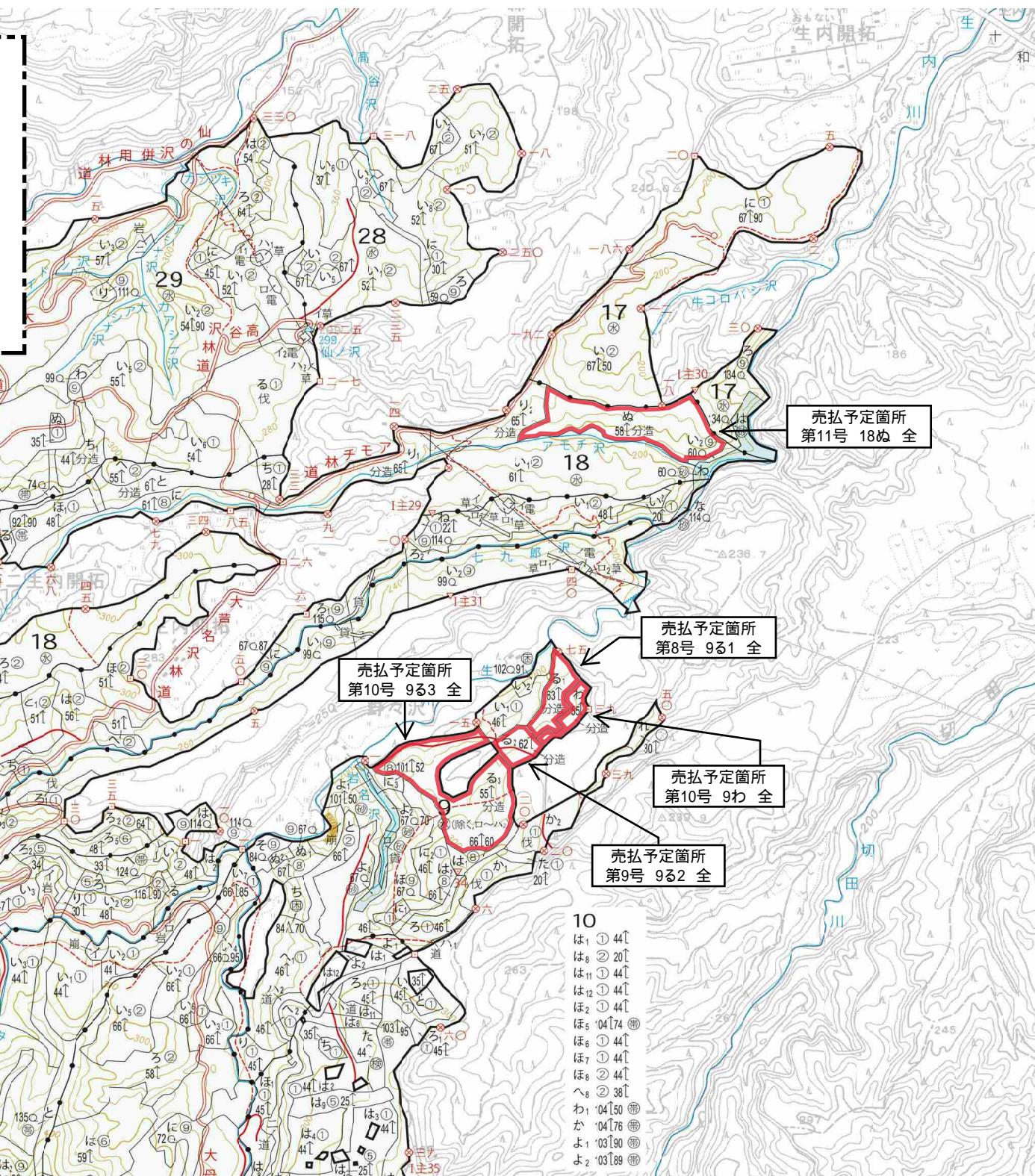
生内国有林 9る1 全

第9号 9る2 全

第10号 9る3 全

9わ 全

第11号 18ぬ 全



三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札

物件案内図（施業実施計画図）

第8号 十和田市

仙ノ沢国有林 31と2 全

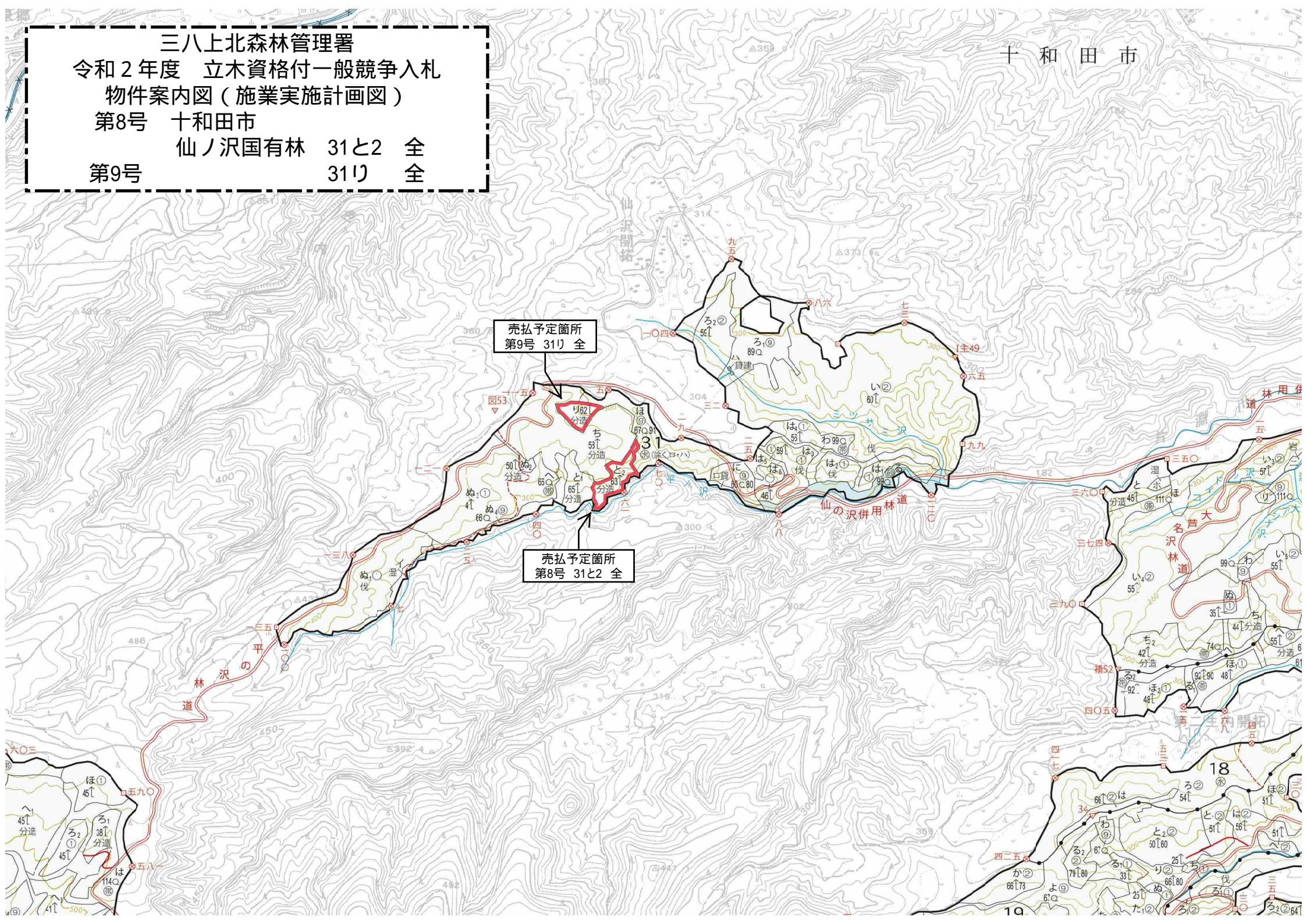
第9号

31り 全

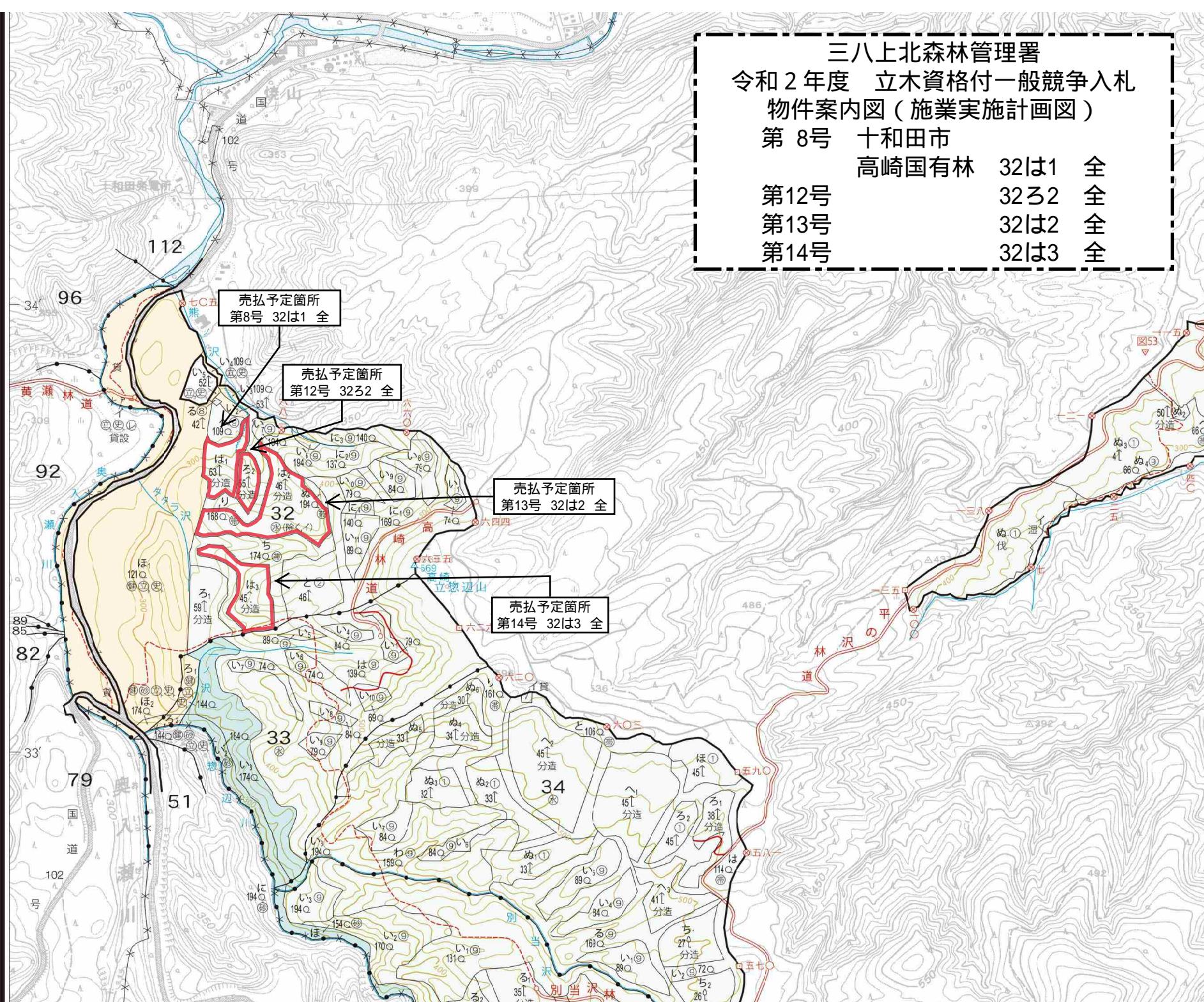
十和田市

売払予定箇所
第9号 31り 全

売払予定箇所
第8号 31と2 全



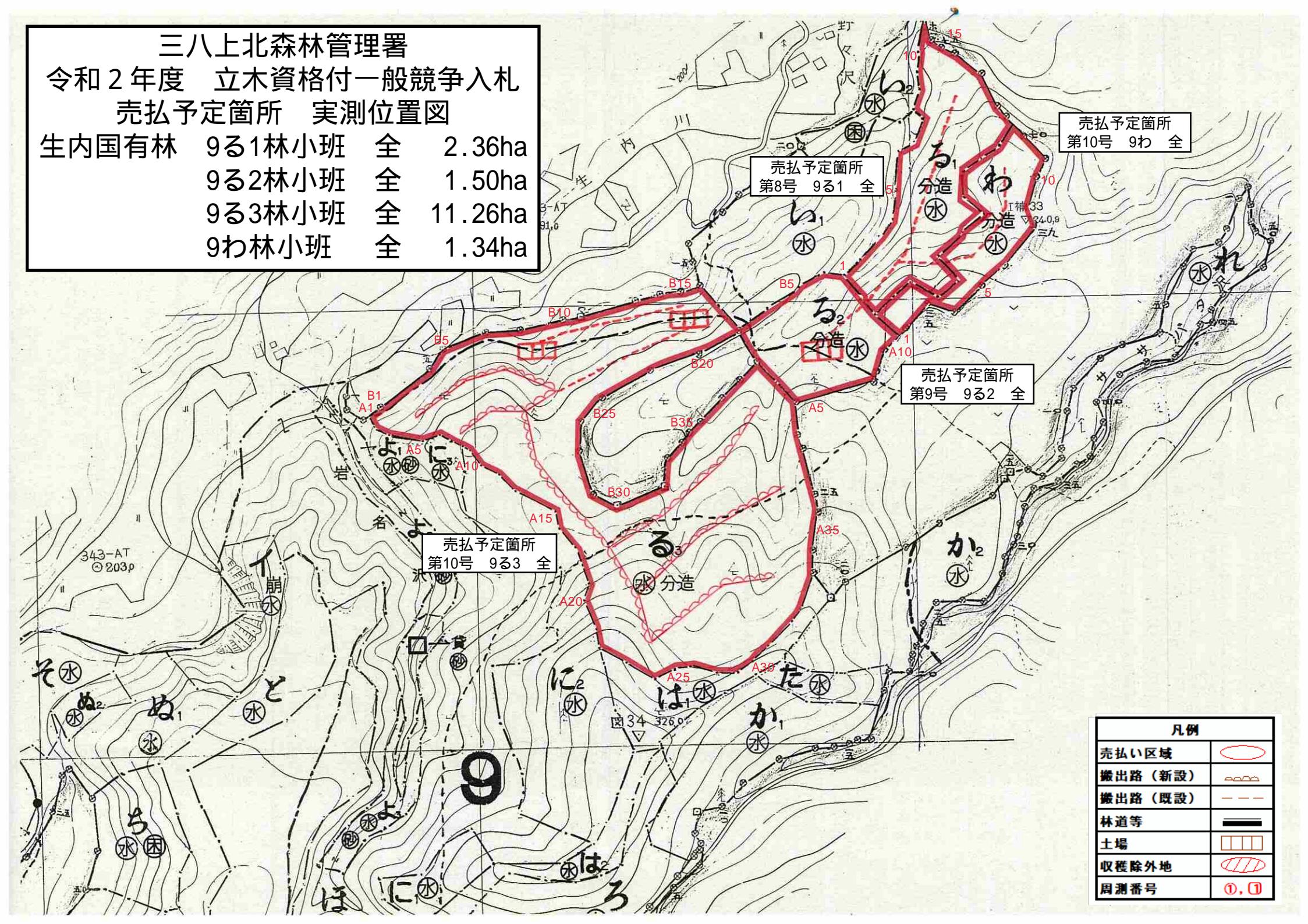
三八上北森林管理署
 令和2年度 立木資格付一般競争入札
 物件案内図（施業実施計画図）
 第8号 十和田市
 高崎国有林 32は1 全
 32は2 全
 32は3 全
 32は4 全
 第12号 全
 第13号 全
 第14号 全



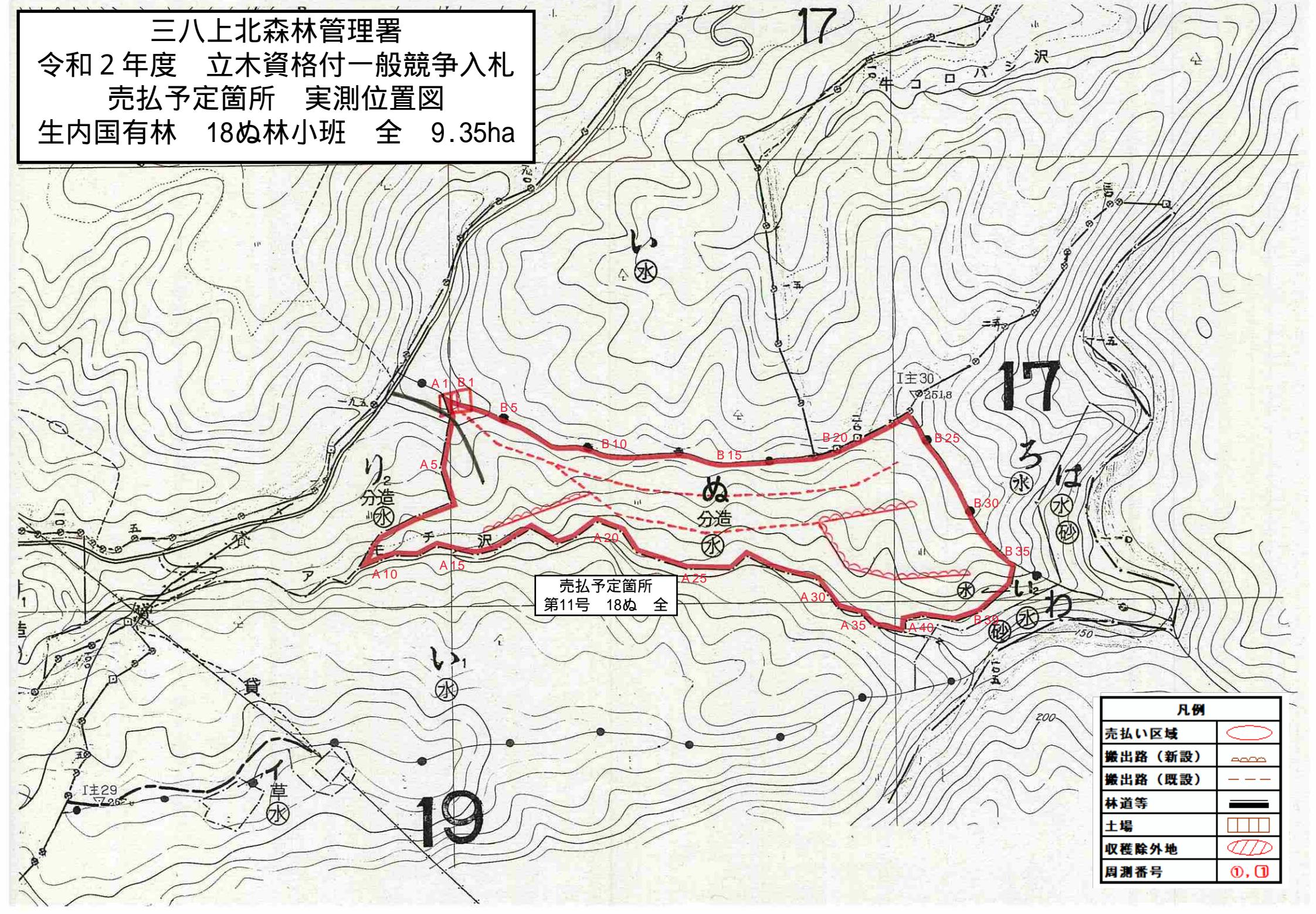
三八上北森林管理署

令和2年度 立木資格付一般競争入札 売扱予定箇所 実測位置図

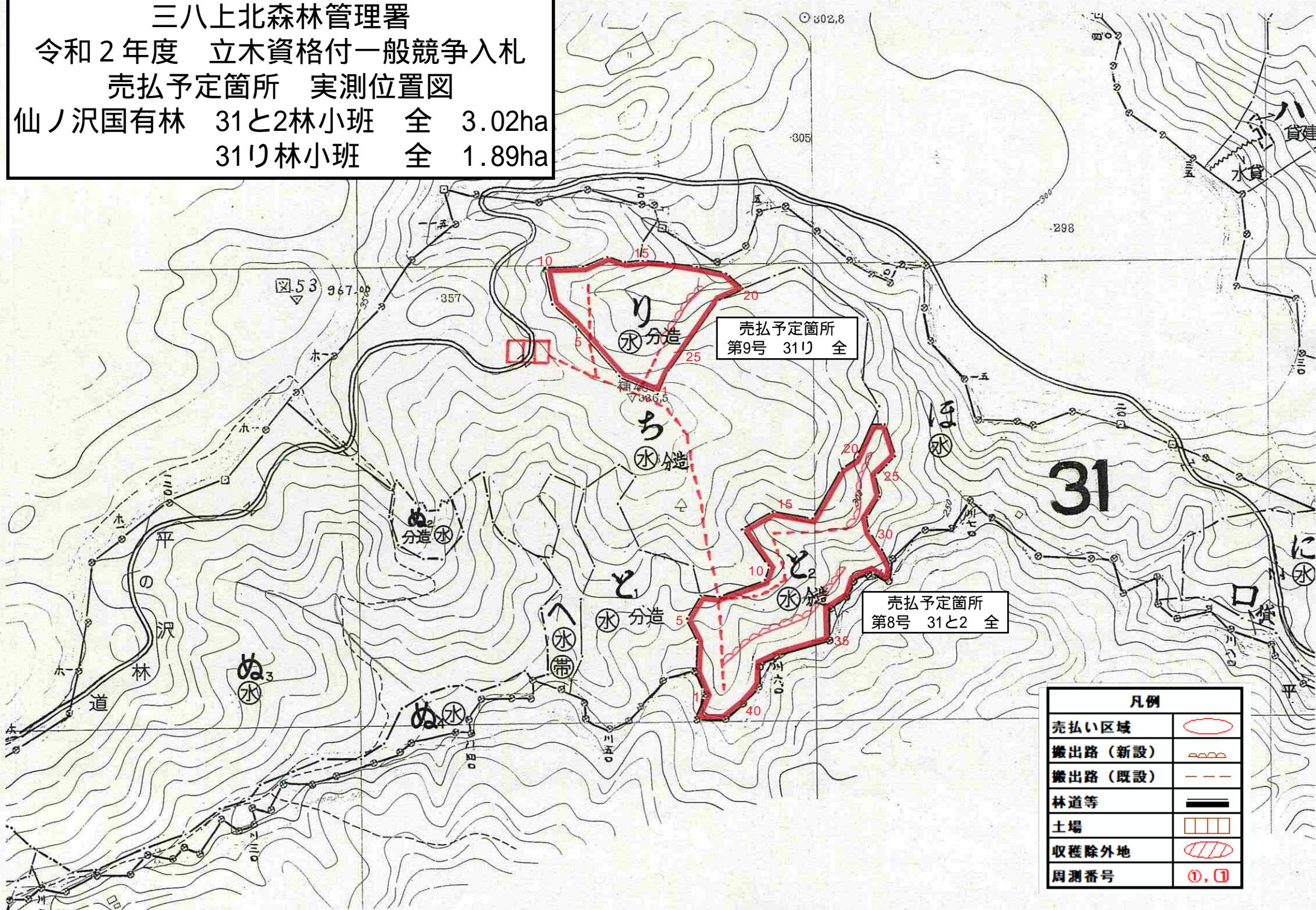
生内国有林 9る1林小班 全 2.36ha
 9る2林小班 全 1.50ha
 9る3林小班 全 11.26ha
 9わ林小班 全 1.34ha



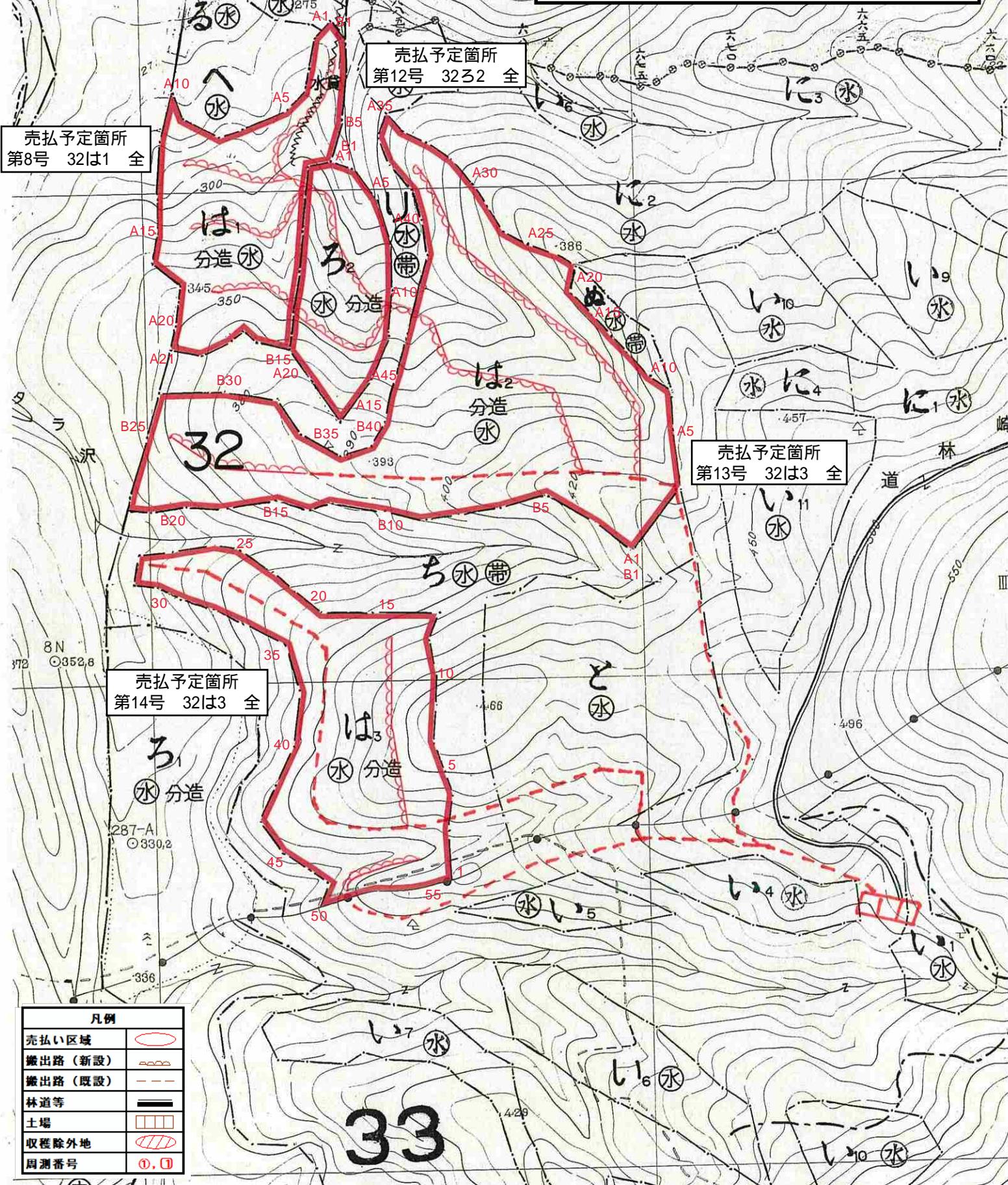
三八上北森林管理署
令和2年度 立木資格付一般競争入札
売扱予定箇所 実測位置図
生内国有林 18ぬ林小班 全 9.35ha



三八上北森林管理署
令和2年度 立木資格付一般競争入札
売扱予定箇所 実測位置図
仙ノ沢国有林 31と2林小班 全 3.02ha
31り林小班 全 1.89ha

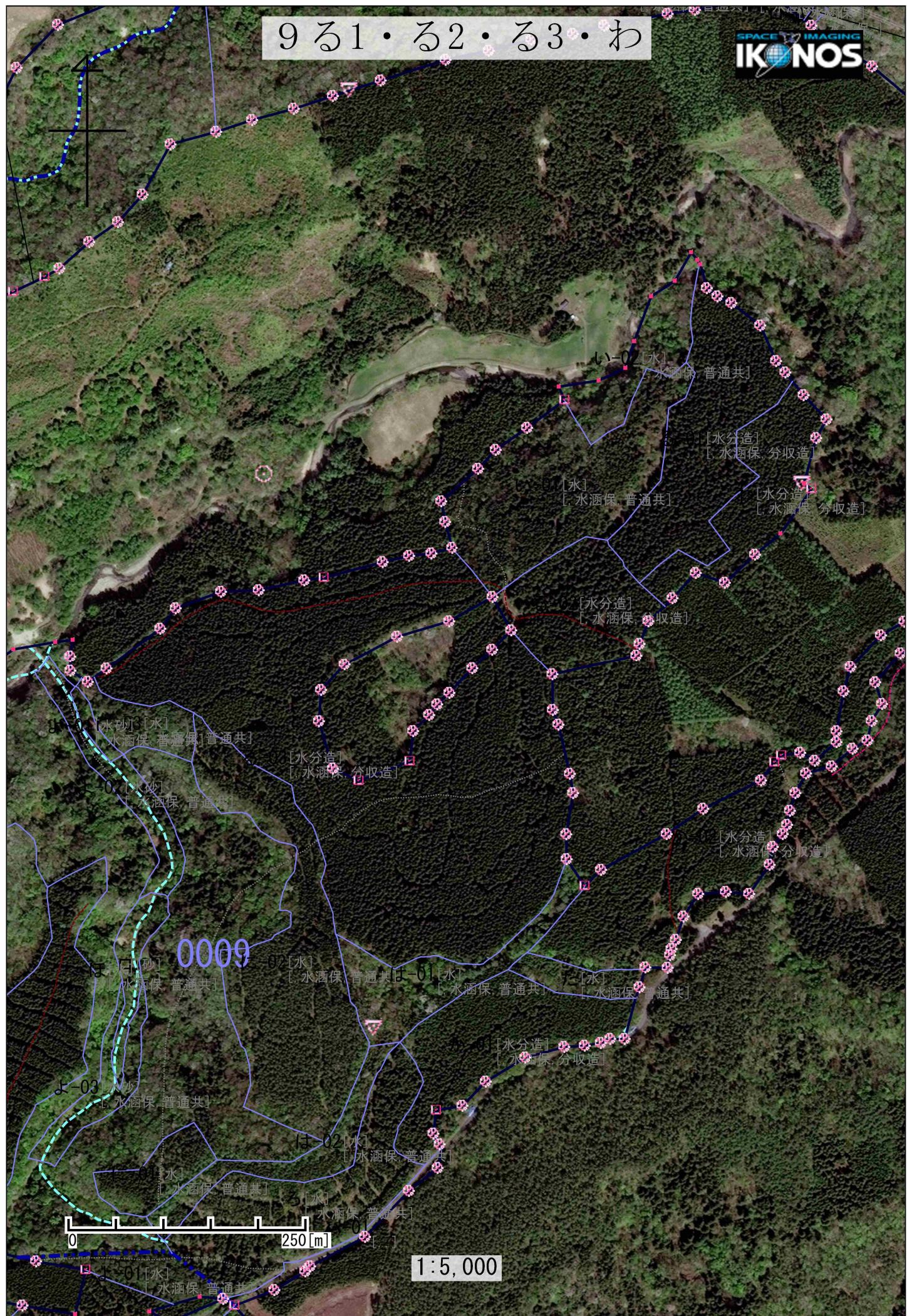


三八上北森林管理署
 令和2年度 立木資格付一般競争入札
 売査予定箇所 実測位置図
 高崎国有林 32は1林小班 全 3.17ha
 32は2林小班 全 1.92ha
 32は2林小班 全 9.19ha
 32は3林小班 全 5.44ha



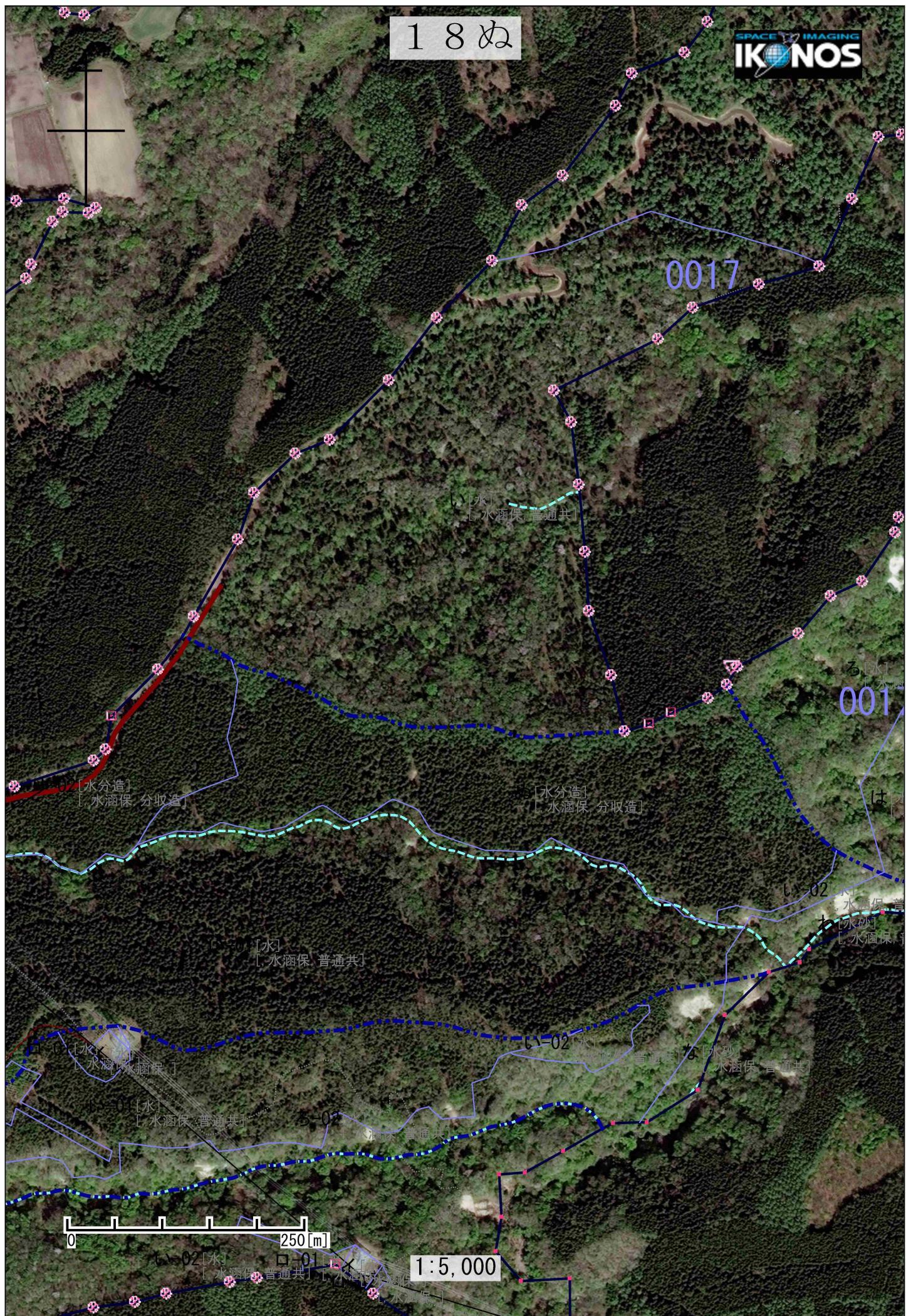
9 る1・る2・る3・わ

The logo for Space Imaging IKONOS. It features the word "SPACE" above "IMAGING" in a blue sans-serif font. Below this, the word "IKONOS" is written in large, bold, black letters. A stylized graphic of Earth with a grid pattern is positioned between "IMAGING" and "IKONOS".



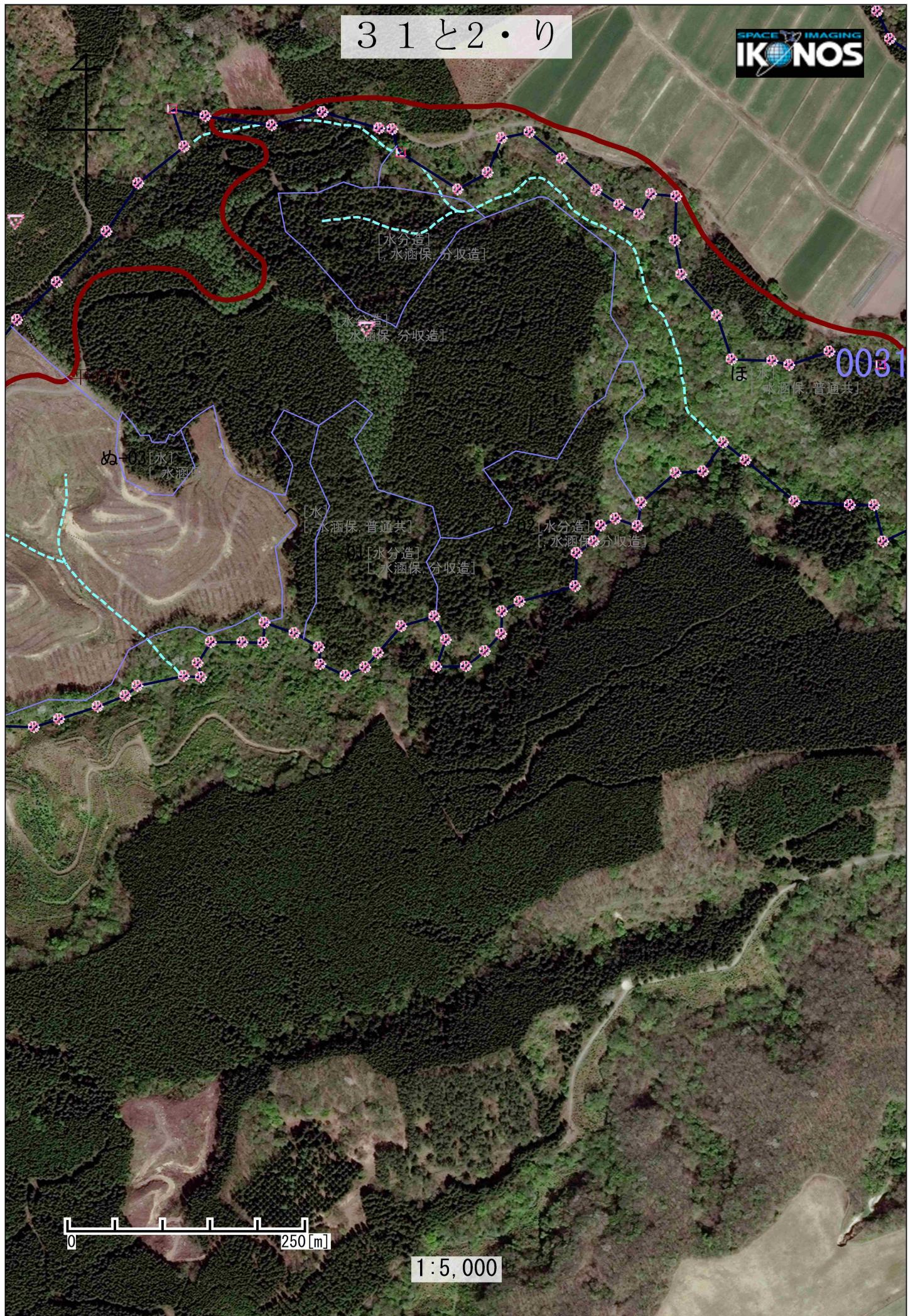
1 8 ぬ

SPACE IMAGING
IKONOS



31と2・り

SPACE IMAGING
IKONOS



3 2 は1・は2・は3・ろ2

